「中期答申」を読む(下)

七

発現にほかならない。 経済原論的次元でいえば、租税は、その税目のいかんを問わず、 経済原論的次元でいえば、租税は、その税目のいかんを問わず、 経済原論的次元でいえば、租税は、その税目のいかんを問わず、 経済原論的次元でいえば、租税は、その税目のいかんを問わず、 経済原論的次元でいえば、租税は、その税目のいかんを問わず、

経済不況とデフレ・スパイラルの長期化、第二が、利権と集票には点を指摘しておいた。第一がバブル景気の崩壊以降、十数年に及ぶこの現代日本的な大衆増税志向の背景ないし要因として、次の四

1

滅、がそれである。 、がそれである。 が、これによる財政危機のいっそうの深刻化(財政危機そのもの共投資を中心とする財政支出の増大)と長期の経済低迷による税収共投資を中心とする財政支出の増大)と長期の経済低迷による税収出のたるがである。

小

林

晃

答申は、上述の資本主義的税制の一般的傾向ならびに現代日本の税 「二一世紀前半をも視野に入れた中長期的」な『あるべき税制の まが、これより以降、各年度の単年度答申以外に、平成一四年六月 に「二一世紀前半をも視野に入れた中長期的」な『あるべき税制の 度(二〇〇〇年七月)『中期答申』が、本稿の主たる論評対象であ 政府税制調査会による初の税制白書とも呼ばれている平成一二年

ーである。

報」、全文収録)
一七日に提出された。本稿の内容に関連する部分──新答申の中心部一七日に提出された。本稿の内容に関連する部分──新答申の中心部一七日に提出された。本稿の内容に関連する部分──新答申の中心部

□消費税については、一歩踏み込んで、「将来、二けたの税率に引き

除の縮減、見直しは、基礎控除、扶養控除の拡充、児童扶養税額控除族年金と失業等給付を課税対象とする、③給与所得控除、退職所得控的年金に対する保険料控除に上限を設定する、②現行では非課税の遺制の是非とインボイス方式の採用が検討課題となるとしている。用の是非とインボイス方式の採用が検討課題となるとしている。

消を含め、税率の引上げを図る。控除や非課税所得の縮減、②均等割は人口段階に応じた税率区分の解注所得税の地方版ともいうべき個人住民税についても、①所得割は諸

の導入とセットで再検討する。

四金融資産性所得の課税一本化(「二元的所得税」)については、様々

は本稿の十の口を参照。 な観点から理論的・実務的な検討をさらに行う。なお、この点詳しく

八

その特徴的内容をみておこう。そこで先ず、『中期答申』を中心としつつ、消費税増税の動向と

税制改革提言」を発表し(五・二九)、この中で〇七年度までに一〇新聞」、〇三・一・一四ほか)。また、その後、経団連は、「中期的な一八%への消費税率の引上げを試算、提言しているのをはじめ、経済一八%への消費税率の引上げを試算、提言しているのをはじめ、経済に、日本経団連「活力と魅力あふれる日本をめざして」(〇三・一・一)

している。
、二五年度までに一八%へと段階的に税率引上げを行うことを主張

| 消費税の税率引上げの必要性

ことが大きな課題となっている。

「消費税は、昭和六三年の制度創設以来、その税収は安定的に推「消費税は、昭和六三年の制度創設以来、その税収し、国税収入の約二割を占めるなどわが国税制の基幹的な税目の

法令通達月報」>、一三一頁)。
方針』<税務経理協会『税経通信』、○二年、八月号、附録、「税務引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。」(前出、『基本引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。」(前出、『基本社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を

ます。

□ 消費税の「公平」性

については、前掲拙著、四七~六六頁参照)。 (こうした支配的な現代租税論にみられる矛盾した「公平」論批判を強調する点にある。だが、所得・担税力の大きな格差が現存すを強調する点にある。だが、所得・担税力の大きな格差が現存すい。 (こうした支配的な現代租税論にみられる矛盾した「公平」については、前掲拙著、四七~六六頁参照)。 税調サイドの消費税観(論)の最大の特徴は、景気変動による影視調サイドの消費税観(論)の最大の特徴は、景気変動による影響が相対的に小さいという意味の税収の「安定」性とあわせて、

「消費支出は一生を通じて行われ、その水準も比較的安定してい

3

らないという特徴があります。ことができるとともに、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏ますので、消費課税には、あらゆる世代に広く公平に負担を求める

わが国においては、諸外国に例を見ないスピードで急速に少子・

担を求めるべきとの考え方)の確保に資するものと言うことができたが必要です。
また、消費課税は、消費に充てられる資金がどのような形で得らまた、消費課税は、消費に充てられる資金がどのような形で得らとが必要です。

期答申』、一一八頁。ほか一〇~一一頁、三八頁)。 変動による影響を受けにくいという特徴があります。」(前出、『中あります。この点、消費課税による収入には、他の税と比べて景気動にかかわらず支出を求められる財政需要が増大していくことが見動にかかわらず支出を求められる財政需要が増大していくことが見

三所得逆進性の軽視

拡散してしまう。したがってまた、消費税の制度の枠内における逆局は軽視する。あるいは、他の税目、税・財政全体へ議論の焦点を性――「垂直的公平」の否定――について、一応は承認しつつも結当然ながら、上記□の裏返しとして、肝心の消費税の所得逆進

進性緩和措置について、それを基本的に放棄ないし軽視する。

「消費に対してみれば、負担割合が高額所得者ほど低くなるという傾向に対してみれば、負担割合が高額所得者ほど低くなるという傾向に、消費に比例した負担を求めているものですが、所得が多いほどし、消費に比例した負担を求めているものですが、所得が多いほどがあると言うことができます。

『中期答申』一一八頁)。 『中期答申』一一八頁)。 『中期答申』一一八頁)。

頁)。 (前出、『基本方針』一三一全体で判断することが必要である。」(前出、『基本方針』一三一ては、消費税だけでなく、税制全体、更には、歳出面を含めた財政「しばしば指摘される消費税の所得に対する逆進性の問題につい

四 逆進性緩和措置の否定

の当然の延長として、一部非課税、ゼロ税率、複数税率、税額還付はなく、「税財政全体を見て議論し、判断すべき問題」とする立場逆進性について、前記(三)でみたとおり、消費税制度の枠内で

いし消極的見解を主張する。(戻し税)など、一連の具体的な緩和措置についても概ね否定的な

① 非課税

ることが特に必要な分野に限定されています。に、消費に負担を求めるという税の性格上、課税することがなじまに、消費に負担を求めるという税の性格上、課税することがなじま

料品などを非課税とすべきではないかという指摘があります。

これに対し、消費税の所得に対する逆進性を緩和するために、

食

税率分だけ価格が低下するとは限りません。 税率分だけ価格が低下するとは限りません。 税率分だけ価格が低下するとは限りません。 税率分だけ価格が低下するとは限りません。 税率分だけ価格が低下するとは限りません。

通じて経済活動に歪みをもたらすおそれがあります。 するものを非課税にすることについては、税の累積が生じることを

行うことは適当でないと考えます。」(前出、 る消費税の特長を維持することが必要であり、 今後とも、消費一般に対して広く公平に負担を求めることができ 『中期答申』、一二四 非課税範囲の拡大を

ゼロ税率

様の効果が生ずるため、『ゼロ税率』と呼ばれています。 ます。こうした仕組みは、税率をゼロとして課税を行った場合と同 により、 とともに、それに対応する仕入れについての税額控除も認めること 「ごく一部の国においては、食料品などの売上げを非課税にする 消費税負担が一切生じないようにする仕組みが採られてい

共 事業者間の不公平感が生じかねないとともに、還付申告や事後調査 に関連する事務負担やコストが発生するという問題もあります。 を確保するためには、ゼロ税率による減収分だけ標準税率の引上げ が必要になります。さらに、恒常的に還付を受ける事業者が増え、 ます。また、課税ベースが大幅に侵食されることから、一定の税収 野を作り出すことにほかならず、消費一般に広く公平に負担を求め るというこれまでの税制改革の流れに真っ向から反することになり したがって、ゼロ税率の採用は認めがたいものと考えます。」 しかし、ゼロ税率の設定は、消費税の負担をまったく負わない分 一二五頁)。 (同

(3) 複数税率

5

ましいと考えます。」(同上、 考量により判断すべき問題ですが、ヨーロッパ諸国並みとは言えな の上で、政策的配慮の必要性と制度の中立性・簡素性との間の比較 お、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、そ ては社会保障制度などをはじめとする財政全体を通じて見てもな 消費税率の水準の下で、個人所得課税などを含めた税制全体、 い税率水準の下では、 「軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における 極力、単一税率の長所が維持されることが望 二七頁)。 ひ

税額還付(戻し税

的消費支出に係る消費税相当額を給付することとしてはどうか、と に対する逆進性を緩和するために、低所得者に対して、年間の基礎 いう指摘があります。 「複数税率の下で生じる様々な問題点を避けつつ、消費税の所得

す。」(同上、一二七頁)。 もできることについてどのように考えるかなどの問題があることか 得把握をどのようにして行うか、資産を取り崩して消費を行うこと 策との関係をどのように考えるか、資産性所得を含めた総合的な所 このような給付を行うことについては、社会保障給付などの諸施 納税者番号制度との関係も含め、慎重に検討する必要がありま

水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となった場合には、 確保の観点から極力単一税率が望ましい。仮に、将来、消費税率の 「消費税の税率構造は、 制度の簡素化、 経済活動に対する中立性

6

極力限定する必要がある。 はじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は採用が検討課題となる。その場合においても、事業者の事務負担をに対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の

三三頁)。

三三頁)。

言三頁)。

言三頁)。

言三頁)。

五 消費税の「福祉目的化」

であるが、統一見解は示されていない。か、自動車関連税のように特定財源(目的税)とするかという問題的化」である。税制上厳密にいえば、従来どおり一般財源とする消費税増税を正当化する目的で、しばしば登場するのが「福祉目

すべきであるとの意見が多数ありました。

他方、将来の税財政のあり方を考える上で、社会保障給付の増大にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実とも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではとも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではとも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではないが、なく、消費税の充実によって対応していくということでなければ、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、

す。」(前出、『中期答申』、一三七頁)。の検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えまであり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについてこの問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題

擬装」にすぎない。(北野弘久『納税者の権利』、四四頁)。 門)、介護(一・三兆円)に充てることを年度ごとの予算総則に明記度、六・九兆円)を基礎年金(四・五兆円)、老人医療(三・三兆(注) 平成一一年度及び一二年度予算において、消費税収(国分、一二年

らを正当化の主な理由とする外国並みの消費税率(二桁)の引上げの税収減・財源難、③先進諸外国と比較した消費税率の低さ―これ療、介護など社会保障関係費の増大、②不況の長期化と財政危機下以上にみられるとおり、①急速な少子・高齢化に伴う年金、医以上にみられるとおり、①急速な少子・高齢化に伴う年金、医

(表9参照)。

出超過

(赤字)

の状態にある。

(総務省

「家計調査報告」、

福田徹編

直近の一

〇年間、

消費支出が可処分所得を毎年上回り、

慢性的な支

以上で無職の世帯)の生活実態をみると、

一九九〇~二〇〇一年の

(世帯主が六○歳

主として年金に生活源資を依存する高齢者世帯

という構図が読み取れる。

ず、今後についても否定的ないし消極的姿勢に終始したまま、 性緩和の措置は、 とづく一部非課税の範囲がより狭いうえに、これ以外の本来の逆進 のみが引上げられようとしている。 リカの州小売売上税では主として税額還付が制度化されている。 では主として複数税率が、カナダの財貨・サービス税GSTやアメ 囲の広い非課税措置のほか、 (表7、 品への割増税率等がそれである。フランスをはじめとするEU諸国 スにたいするゼロ税率、 ってよいが、逆進性緩和の諸措置が手厚く施されている。 かし第一 8参照)。これに対してわが国の場合、 に、 消費税導入時も、 諸外国では、 軽減税率、 食料品、 税率そのものは概してより高 税額還付、 五%引上げ時も、 生活必需品的な物品・サービ その対極として奢侈 社会政策的配慮にも 切施され より範

現時点(二〇〇〇年)で、六五歳以上の高齢者割合は、全人口比で で二五%超、 ス一五・九%、アメリカ一二・五%である。二〇二五年には、 日本一七・二%、ドイツ一六・四%、 第二にの問題は、社会保障にみられる大きな国際的格差である。 他の国々でも二〇%超に達すると推計されている。 イギリス一六・〇%、 フラン 日本

EC 型付加価値税の概要

| | | | 次, 20 至11%間間 | | (2002年1月現在 |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| T | 名 | EC 第 6 次指令 | フランス | ドイツ | イギリス |
| 施 | 行 | 1977 年 | 1968 年 | 1968 年 | 1973 年 |
| 輸 | 出免税 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 |
| 非 | 課税 | 土地の譲渡(建築用地を除く。)・賃貸、中占建 物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険、医療、教育、郵便等 | 土地の譲渡 (建築用地を 除くする住宅建築用地店 得する。在宅建築用地店建 課税。)・賃貸、中古建 物の譲渡 (不動産業名の 譲渡を除く。)、除、 医療、 教育、郵便等 | 土地の譲渡・賃貸、建物 の譲渡・賃貸、金融・保 険、医療、教育、郵便等 | 土地の譲渡・賃貸、建物 の譲渡・賃貸、金融・保 険、医療、教育、郵便等 |
| | 標準税率 | 15%以上 | 19.6% | 16% | 17.5% |
| 税 | 軽減税率 | 食料 品、水、新 閒、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等5%以上(2 本以下) | 食料品、水、維誌、書籍、国内旅客輸送、肥料等 | 食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等7% | 家庭用燃料及び電力等5% |
| | 割増税率 | なし | なし | なし | なし |
| 率 | ゼロ税率 | ゼロ税率及び 5% 未満 の超軽減税率は、否定す る考え方を採っている。 | なし | なし | 食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築等 |
| 累排 | 責課税の除 | 前段階税額控除方式 (イ ンポイスによる) | 前段階税額控除方式(イ ンボイスによる) | 前段階税額控除方式(イ ンボイスによる) | 前段階税額控除方式(イ ンボイスによる) |
| 価格す | 各表示に関 る 規 制 | [消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての EC 指令] 総額表示方式 | 総額表示方式 | 総額表示方式 | 総額表示方式 |

出所:稲垣光隆編『日本の税制』、平成14年度版、295頁。

表 8 GSTの年間税額控除

(単位、ドル、1994年)

万八千人で、対前年増加率七・一%と一九五〇年の制度発足以来最

(〇三・三・四)

によると、

〇一年度の生活保護受給者は約一一

갣

権利白書」、

〇三年度版、

頁

表10参照)。また厚労省発表

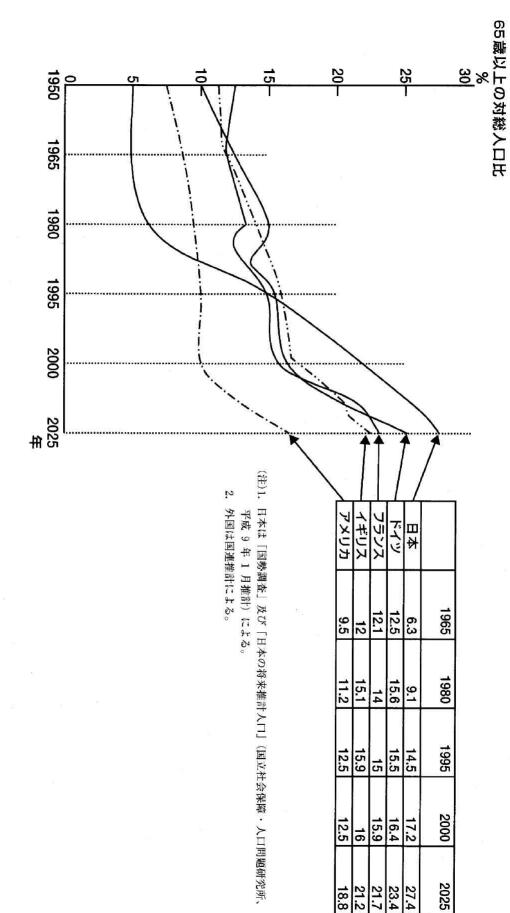
| | | = | 6 GOI OTHINING | 工的水 | (単位: ドル、1994年 |
|-----|-----|-----|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 所 | 得 | 独身者 | 2 人 世 帯 (親子供 1 人) | 3 人 世 带 (夫婦子供 1 人) | 4 人 世 帯 (夫婦子供 2 人) |
| 6, | 000 | 190 | 380 | 480 | 580 |
| 10, | 000 | 267 | 457 | 480 | 580 |
| 14, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 16, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 18, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 20, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 22, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 24, | 000 | 290 | 480 | 480 | 580 |
| 26, | 000 | 230 | 420 | 420 | 520 |
| 28, | 000 | 130 | 320 | 320 | 420 |
| 30, | 000 | 30 | 220 | 220 | 320 |
| 32, | 000 | 0 | 120 | 120 | 220 |
| 36, | 000 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 40, | 000 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出所:知念裕『付加価値税の理論と実際」、178頁。

二二・五(七・七)、アメリカ一六・四(七・四)に対して、わ ように、高齢者間の所得・資産格差の拡大は現役のそれ以上に著し 歳以上が約六割を占めている。 高の増加率となり、また九五~○一年間の受給者増加分のうち六○ 障の財源は、あたかも消費税増税以外にありえないかのごとく立論 率のみが「国際水準」に引上げられようとしている。 照)。こうした重大な格差を放置したまま (むしろ近年悪化)、 六年)で、スウェーデン三三・一%(うち年金一二・九%)、フラ されていることである。この点では、 祉目的」という「法的擬装」 国は一三・一 (六・八) という低水準に止まっている (図7参 ンス二九・三(一二・六)、ドイツ二八・二(一二・一)、イギリス く、その大半は厳しい生活実態下に置かれているのが現実である。 大同小異である ところが年金をはじめとする社会保障給付費は、対GDP費(九 第三に、このように現実には、 「○四年の年金改革では、 基礎年金の税負担割合を現行の三分の (出前、 (「朝日新聞」、○三・三・五)。この 建前と実態との乖離著しい社会保 北野弘久)のもとで、 昨今のマスメディアの立論も 消費税

収は一二・三兆円。単純計算すれば、一%の税率引き上げで二・四だが、消費税増税しか有力候補が見当たらない。○二年度の消費税一から二分の一に引き上げる方向。新たに二・七兆円の財源が必要一○四年の年金改革では 基礎年金の秩賃担書舎を現名の三久の

表 9 急速な高齢化の進展



出所:政府税調「中期答申」(2000年7月)、198頁。

表 10 高齢者世帯-ここ 10年のくらしの推移-(全国平均・1世帯 1か月平均)

| | | | | (王田 | T-20 1 127 | 3. 1 22 23 1 297 | · |
|------|----------|---------|----------|---------|------------|------------------|----------|
| 年 | 税込み収入 | | 手取り収入 | | 生活費支出 | | 手取り収入の不足 |
| | 実 額 (千円) | 上昇率 (%) | 実 額 (千円) | 上昇率 (%) | 実 額 (千円) | 上昇率 (%) | 額 (千円) |
| 1990 | | | 202 | | 228 | | 25 |
| 91 | - | 5 B | 205 | 1.2 | 250 | 9.6 | 45 |
| 92 | _ | | 221 | 400 | 242 | △3.1 | 20 |
| 93 | 240 | 2-1 | 217 | △1.9 | 241 | $\triangle 0.4$ | 24 |
| 94 | 241 | 0.6 | 218 | 0.8 | 247 | 2.6 | 28 |
| 95 | 247 | 2.9 | 224 | 2.9 | 250 | 1.4 | 25 |
| 96 | 255 | 3.0 | 230 | 2.7 | 255 | 2.0 | 24 |
| 97 | 257 | △0.8 | 232 | △0.9 | 255 | $\triangle 1.7$ | 23 |
| 98 | 258 | △0.2 | 233 | △0.1 | 260 | 1.2 | 26 |
| 99 | 255 | △0.8 | 229 | △1.5 | 262 | 1.4 | 33 |
| 2000 | 246 | △2.7 | 220 | △2.8 | 256 | $\triangle 1.5$ | 35 |
| 01 | 236 | △3.3 | 209 | △4.1 | 252 | △0.7 | 42 |

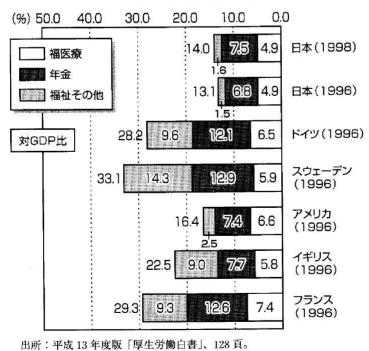
資料出所:総務省「家計調查報告」

注1:千円未満切り捨て。上昇率は対前年比で実質。

2:世帯主が60歳以上で無職の世帯

3:収入の内、2001年は年金など社会保障給付が84.3%を占める。

図 7 社会保障給付費の国際比較



最後に、

消費税そのもののあり方について一言付言しておけば

所得逆進性という最大の難点が仕組み上避けら

(応能課税)

を最高の課税原

一に基本的には、

れないかぎり、そしてまた負担の公平

兆円の増収になる。」(「朝日新聞」、○三・一・一八)。

補版、 税分のみで年間一〇~一五兆円の増収が可能という試算もある。 法人税に累進税率を導入する、 率構造を八〇年代半ばの水準に戻す(本拙稿、 (不公平な税制をただす会『福祉とぜいきん』、二〇〇一年、 極度にフラット化されてきた所得税・住民税(所得割) 一言でいえば不公平税制の是正である。 二五七~二六一頁参照)。こうした不公平是正によって、 等々がそれである。 新規財源の 「有力候補」 (前出、 一連の租税特例 は、 小林 視点さえ変えれば幾らもあ 『現代租税論の再検討』、 たとえば、 上、第6表参照)、 (優遇) 措置を改廃 近年相次 の累進税 第一 14 玉 増

は、

けで、 制・歳出両面にわたる本格的な再検討と見直しぬきに、 引上げ、 本 削減可能 いう異常な高比率を維持している。これを欧米並みの水準にするだ (地方公共事業費二四兆円)、 の財政」、 また他方、歳出面にも「有力候補」がある。 (公共投資)の対GDP比は六%を越え、 年間五~六兆円の財源が浮く勘定になる。 増税を主張しても、 (必要) 平成一三年度版、 な 「候補」がそれである。 国民的正当性はもちえない。 防衛費五兆円、 七〇頁、 表11参照)。 欧米諸国の二~三倍と 近年の日本の公共事業 国債費一七兆円などの 公共事業費九兆円 (加藤治彦編 こうした税 消費税率の 日

公共投資の対 GDP 比 表 11

| | 割合 |
|------|---------------------------------|
| 日 本 | 6.2% (1998) (公団等を含めた場合 7.9%) |
| アメリカ | 1.9 (1997) |
| イギリス | 1.4 (1996) |
| ドイツ | 2.0 (1997) |
| フランス | 2.8 (1997) |

(注) 日本は年度、他は暦年。

出所:加藤治彦編『日本の財政』、平成13年度版、170 頁。

代り、 侈・高級品への最高税率適用を中心とする複数税率で課税する。 支出) ばよい。 れなら基本的に所得累進的な消費課税が可能となる。 則として承認するかぎり、 税率は五~三〇%の五段階課税であった 消費税導入時に廃止された旧物品税を新たに再編、 に係る物品・サービスは非課税とし、その他については、 たとえば、 種・小売段階課税と第二種・製造・出荷段階課税に分類さ 食料品や公共料金など生活必需品 消費税は廃止されるべきであろう。 因に旧物品税 (基礎的消費 復活すれ

くわえてゼロ税率、 し解消するために、 第二に、 消費税の存続を前提した場合には、 軽減税率、 ヨーロッパで支配的な複数税率 割増税率を含む) 所得逆進性を緩和な か、 もしくはカナ (標準税率に

制度を導入する。 限を超えると控除額がゼロとな 額控除額が逓減していき、 ダ・アメリカ流の逓減控除方式 (所得が大きくなるにつれて税 を採用した税額控除・ 定

る。 な簡素なものから、 得累進的で応能負担の租税とな 消費課税であっても基本的に所 これらによって、 また、これらは導入が容易 第二のいずれにせよ、 複雑にはな Ŀ 述 同じ 0

トとか、埋め合せる方法はいくらもある。 工夫可能である。なお、これによって仮に税収減が生じる場合が 工夫可能である。なお、これによって仮に税収減が生じる場合が のが本格的なものに至るまで、状況・条件にあわせて、いくらでも

九

だがら、その内容と特徴をみておこう。
そがら、その内容と特徴をみておこう。
として後者に依り性の提示に止まっている『中期答申』の基調が、より具体的に踏み性の提示に止まっている『中期答申』の基調が、より具体的に踏みばの提示に止まっている。

□ 現状と課題

めには、諸所得控除の改廃による増税も止むを得ない、と主張してれにより、「税負担に歪みが生じている」。こうした現状の改革のたと、同時に少子・高齢化など「経済社会の構造変化」への対応の遅本来果たすべき財源調達の機能を喪失しかねない状況にある」こた諸外国に比べて負担水準が極めて低く、このため「基幹税としてに諸外国に比べて負担水準が極めて低く、このため「基幹税としては人所得税(所得税・住民税)は、近年「空洞化」が著しく、ま

財源調達や所得再分配などの機能を喪失しかねない状況にある。個において、税負担水準が極めて低く、基幹税として本来果たすべき「わが国の個人所得課税は、累次の減税の結果、主要国との比較

対処していかなければならない。

がる面があればこれを是正するとともに、根強い『不公平感』にも子・高齢化など経済社会の構造変化の中で、税負担に歪みが生じて正し、その基幹税としての機能を回復する必要がある。同時に、少正し、得課税制度の検討においては、こうした『空洞化』の状況を是人所得課税制度の検討においては、こうした『空洞化』の状況を是

は、税負担の増加も課題にならざるを得ない」(前出、一二五頁)。あるべき個人所得課税制度を将来にわたり構築する過程において

↑ 改革の方向 ──諸控除の「簡素化・集約化」

「わが国の個人所得課税の『空洞化』を示すものとして、就業者である。その見直しを行っていくに際しては、次の3点が重要な視点をと非納税者を分かつメルクマールとなるだけでなく、全ての納税課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税に当める非納税者の割合や、課税最低限の高さが指摘できる。今後、その見直しを行っていくに際しては、次の3点が重要な視点の課税をある。

日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。
日指すことが適当である。

ロ、諸控除の見直しに当たっては、男女共同参画社会の進展や雇用

13

経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような 慣行の変化等のライフスタイルの多様化、 中立的な税制とすることも重要である。 いった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、 少子・高齢化の進展と

課税ベースを拡大する方向で諸控除のあり方を見直すことが必要 縮小がますます加速する。この『空洞化』を是正するためには、 である」(前出、一二六頁)。 高齢化の進展により、公的年金等控除などによる課税ベースの

諸控除の見直し― -課税最低限の引下げ

1 家族に関する控除

1 人的控除の簡素化・集約化

除に簡素化・集約化すべきと考える 基本的には、家族に関する控除を基礎控除、 配偶者控除、 扶養控

学生控除や寡婦(夫)控除等の特別な人的控除は、 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、

廃止を含め

勤労

制度をできるかぎり簡素化すべきと考える。

b は、 う指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除について 点からは、 を失することとなっている。また、男女共同参画社会の形成の観 れることとなり、本人や、他の扶養親族にかかる配慮とバランス であるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用さ 配偶者特別控除については、配偶者控除の上乗せという仕組み 基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、 男女の社会における活動の選択に対し中立でないとい

> ろう。 税引後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であ

口 人的控除の基本構造の更なる見直し

て次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。 基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、 3 控除 (基礎控除、 配偶者控除、扶養控除)からなる人的控除の あえ

(考え方1―基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で

構成する

児童及び老齢の親族のみに対象を限定する) (考え方2―配偶者控除を廃止するとともに、 扶養控除については

について税額控除を設ける) (考え方3―配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、 児童の扶養

り、 納税者には及ばない)」。 の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。 本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、 所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる(ただし、 所得控除と異な 別途、 児童

2 高齢者に関する控除

ているなど、税負担面で様々な配慮が行われている ○○○万円以下)や公的年金等控除の定額控除等の割増が適用され 「現在、高齢者本人に対しては、老年者控除 (適用所得要件

づけを明確にすべきである。また、公的年金等控除については、 件を見直すなど、真に配慮すべき高齢者に対する控除としての位置 こうした観点を踏まえ、老年者控除については、 その適用所得要

ある」。

吟味していかなければならない」。会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当会保険料控除がある。以上、本来不要とも考えられる。しかし、当会保険料控除がある。以上、本来不要とも考えられる。しかし、当

③ 給与・退職金に関する控除

る。
「給与所得控除は、マクロ的に見るとその総額(平成一四年度予「給与所得控除は、マクロ的に見るとその総額(平成一四年度予らな空間では、マクロ的に見るとその総額(平成一四年度予らな。

向で検討する必要がある。費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方生記のような事情を踏まえると、給与所得控除については、勤務

行が変化している。を支給するかわりに給与を増額する企業の存在など、雇用環境や慣を支給するかわりに給与を増額する企業の存在など、雇用環境や慣近年、中途退職や転職の増加、退職金の支給形態の変化、退職金

態を踏まえつつ、税負担の公平・中立を確保するよう見直す必要が退職金に対する課税のあり方については、就労や退職金支給の実

④ 政策的措置としての控除

因となっている。 除が設けられており、税制の歪みを助長し、さらには空洞化の一要「生損保控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために控

の上、廃止を含め見直す必要がある」(前出、一二七~一二九頁)。政策的措置としての控除については、より厳しくその妥当性を吟味課税ベース拡大という視点から廃止、縮減の方向を検討する以上、今般、人的控除などの税制の基本構造に関わる部分についても、

ている。 「基本的な控除の積上げ」としての課税最低限の引下げを打ち出し「廃止・縮減」「簡素化・集約化」を主張している。いいかえれば、「廃止・縮減」「簡素化・集約化」を主張している。いいかえれば、「廃止・縮減」「簡素化・集約化」を主張している。いいかえれば、「基本的な控除の積上げ」として本来果すべき財源調達機能」の調を踏襲しつつ、「基幹税として本来果すべき財源調達機能」のよいよの引用にみられるとおり、『基本方針』は、『中期答申』の基

任宅ローン控除に至るまで、「廃止・縮減」「簡素化・集約化」の対与所得控除、老年者控除、公的年金等控除、寡婦(夫)控除、給めに見送り)、老人扶養控除、勤労学生控除、寡婦(夫)控除、給決定)、特定扶養控除(○三年答申では廃止予定であったが、最終決定)、特定扶養控除(○三年答申では廃止予定であったが、最終決定)、特定扶養控除、の当年の「内助の功」に関する部分の廃止控除(○三年改正で、専業主婦の「内助の功」に関する部分の廃止担係のとして、配偶者特別るとの考え方」に事実上立ちつつ、当面の対象として、配偶者特別のとの考え方」に事実上立ちつつ、当面の対象として、配偶者特別

15

象は広範かつ全面に及んでいる

機能や所得再分配機能の発揮の観点から考えれば、これ以上の税率 幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる」(前出、一二 の引下げは適当ではない。むしろ、 六頁) としている さらに加えて、税率構造に関しても、「本来果たすべき財源調達 現在の最低税率のブラケットの

した「最低税率のブラケットの幅の縮小」と課税最低限の引下げ もたらすことは言うまでもない。これが、『中期答申』や『基本方 が、低所得層における課税ベースの著しい拡大と大幅な大衆増税を 上位のブラケット・税率二○%を適用するというものである。こう 下を、たとえば二〇〇万円以下と改正し、二〇〇万円超については 得税でいえば、最低税率一○%が適用される課税所得三三○万円以 ここに言う「最低税率のブラケットの幅の縮小」とは、 がいう「財源調達機能」の 「回復」の主たる中味である。 現行の所

あり、 についていえば労働力の再生産費) 上の「最低限」の基準は、経済的には一般的に必要経費(給与所得 率と不可分の対をなす。資本主義下の所得分配が、格差の存在とそ 応能課税・負担を基本とする公平原則の実現は不可能である。課税 の拡大傾向を不可避とする以上、この二つの要件の充足なくして、 課税・応能負担) 本来、課税最低限とは、 憲法第二五条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」で そのために必要な所得・生計費といってよい。 の重要で具体的な構成要件の一つであり、累進税 最高の租税原則としての公平原則 であり、 その法的表現 (反映) (応能

> 限の引下げ、それによる増税・増収の具体的可能性を検討すること 調達機能」の かについて、 た基本概念と生活実態に照らし合わせ、どの程度見合っているか否 に終始している。 ところが、 検討と検証を充分行わないまま、ほとんど専ら「財源 『基本方針』は、 「回復」の観点から、諸控除の「廃止・縮減」と最低 課税最低限の現行の水準が、こうし

円以下の場合に限り適用) 度の生活を営む権利」が現状下で充足されうるか否か――一 なっている、「他の扶養親族に係る配慮とバランスを失する」、 はなく、 不可能なことは明らかであろう。配偶者特別控除 的には課税最低限となるが、これでもって「健康で文化的な最低限 て形式上の理由から廃止を打ち出している。老年者控除 女の社会における活動の選択に対して中立でない」といった主とし 家族の最低限度の生活を営む上で必要かつ妥当か否かという観点で (給与所得控除の最低額六五万円と合わせても一〇三万円) ○○○万円以下)、公的年金等控除の縮減、見直し等々について たとえば、単独世帯 論法はまったく同様である。 配偶者控除の「上乗せという仕組み」のため二重の控除に (独身) の見直しについても、それが本人とその の場合、 現行では基礎控除三八万円 (所得:〇〇〇万 (適用所得 一般的に が基本

算的な控除としては相当に手厚い」(『中期答申』、 要経費に関する概算控除」 しなべて相当に低い」、「現行のわが国の給与所得控除の水準は、 また給与所得控除についても、「主要国における給与所得者の必 は、「わが国の給与所得控除に比べてお 五四頁)とし

を放棄しつつあるようにみえる。 も放棄しつつあるようにみえる。 を理的水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要が を放棄しつつあるようにみえる。 に合理的水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要が で、「合理的水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要が を放棄しつつあるようにみえる。

「課税最低限の水準のあり方については、様々な考え方がありま「課税最低限の水準のあり方については、様々な考え方がありまに、現職最低限の水準のあり方については、様々な考え方がありまでしょう。このような個人所得課税の負担を累進性の下で広く分かち合うという観点からは、課税最低限があまり高いことは望ましくち合うという観点からは、課税最低限があまり高いことは望ましくち合うという観点からは、課税最低限があまり高いことは望ましくないものと考えます。

な経済社会の構造変化などに鑑みると、課税最低限については、生ともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このよう度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとは、生活費からの観点が重視される傾向にありました。その後、高なお、かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期になお、かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期に

合的に検討していく必要があります。」(『中期答申』、四九~五〇を賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービス

+

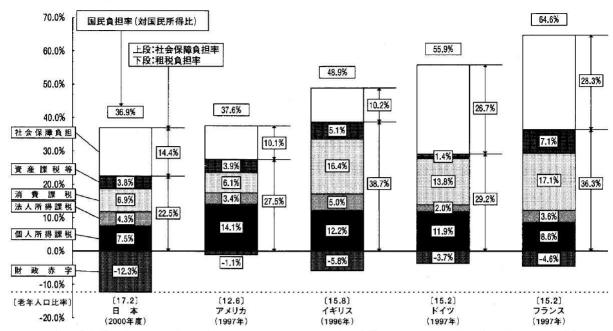
頁。

う。
な分析と提言を行っている。その象徴的な事例を二、三挙げておこな分析と提言を行っている。その象徴的な事例を二、三挙げておこ資産に関連する分野では、課税最低限に関するのとは極めて対照的ところが反面、税調は、その性格上当然とはいえ、高額の所得・

○ 税率構造

点が集中され、対極としての最高税率についての言及がない。「最低税率のブラケットの幅の縮小」という面に、ほとんど専ら論税率構造に関しては、先述のとおり、「今後の選択肢」として

図 8 国民負担率の内訳の国際比較



- (注)1. 日本は12年度当初予算ペース。日本以外は「Revenue Statistics 1985-1998 (OECD)」「National Accounts (OECD) 及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率 (4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率は、日本については2000年度の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年度の数値(国連推計による)である。

出所:前出『中期答申』、197頁。

表 12 所得税の課税最低限の国際比較

| | 日本 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス |
|---------------|----------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 夫婦子 2 人の給与所得者 | 384.2(368.4)万円 | 21,883 ドル 245.0 万円 | 6,305 ポンド 113.4 万円 | 64,153 マルク 384.9 万円 | 163, 543 フラン 294. 3 万円 |
| 夫婦子 1 人の給与所得者 | 283.3(269.8)万円 | 19,083 ドル 213.7 万円 | 6,305 ポンド 113.4 万円 | THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PE | 141,319 フラン 254.3 万円 |
| 夫婦のみの給与所得者 | 220.0(209.5)万円 | 12,950 ドル 145.0 万円 | 6,305 ポンド 113.4 万円 | 36,505 マルク 219.0 万円 | 119, 112 フラン 214, 4 万円 |
| 独身の給与所得者 | 114.4(110.7)万円 | 7,200 ドル 80.6 万円 | 4,335 ポンド 78.0 万円 | 19,495 マルク 116.9 万円 | 74,682 フラン 134.4 万円 |

- (注) 1. 日本の欄の() 内は社会保険料控除の近似式の係数改訂前のものである。
 - 2. 夫婦子 2 人の場合、日本は子のうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは 16 歳以下に該当する ものとして計算している。
 - 3. 換算レートは 1 ドル=112 円、1 ポンド=180 円、1 マルク=60 円、1 フラン=18 円。

出所:同上、210 頁

表 13 人的控除額一覧('02年度、現行)

| 9 | 項目 | 所得税 | (参考) 住民税 |
|-------|-------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| | 基 礎 控 除 | 38 | - 33 |
| 配偶者控除 | イ 控除対象配偶者 ロ 老人控除対象配偶者 (70 歳以上) | 38 48 | 33 38 |
| 除 | 配偶者特別控除 | (最高)38 | (最高)33 |
| 扶養控除 | イ 扶養親族 ロ 特定扶養親族(16 歳以上 23 歳未満) ハ 老人扶養親族(70 歳以上) | 38 63 48 | 33 45 38 |
| | 同居老親等加算 同居特別障害者加算 | + 10 + 35 | + 7 +23 |
| | 老年者控除 | 50 | 48 |
| | 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 | 27 | 26 |
| | 特別障害者 | 40 | 30 |
| | 特定の寡婦加算 | + 8 | + 4 |

出所:前出『日本の税制』、平成14年度版、71頁。

であることは言うまでもない。

であって、これ以上の引下げは当面は無理だというにすぎない 一四〇頁)。

「二元的所得税

「二元的所得税」を検討課題として提起している 個人所得課税のあり方についての今後の方向性として、 税調は

低率の比例税率により分離課税する、というものである。公平の原 は累進税率を適用し、後者には ど資産性の所得・「資本所得」とに「二元」化(二分) ど勤労性の所得・「勤労所得」と、利子、配当、 とを前提として、『勤労所得』に対して累進税率を適用する一方、 法人税率と等しい比例税率で分離課税するものである。これによ 水平的公平性の確保等が図られる」(『基本方針』 一四〇頁)。 『資本所得』に対しては『勤労所得』に適用する最低税率、更には みられるとおり、 「『二元的所得税』の考え方は、資本は労働よりも流動的であるこ すなわち応能課税・負担の原則にまったく逆行(否定)する税 資本取引への課税の効率性、 課税対象の所得を、給与所得や個人事業所得な 「流動的」であること等を理由に、 中立性や、 生涯を通じた税負担の 株・土地売却益な し、前者に

分離課税とされているからである。 (拙著『現代租税論の再検討) んどが、特例(すでに本則化された特例も含む) 合・累進課税は建前上は一応生きているものの、 所得税」が導入されたも同然の実態となっているといってよい。 しかし、実質的には、 現行のわが国税制は事実上すでに「二元的 措置により低率 資産性所得のほと

増補版、一 一二八~二三七、二五九頁参照)。

出 所得税」制を名実ともに仕上げる意味をもつにすぎない。 う今次税調の提起は、分離課税を〝本則〟化し、事実上の「二元的 進課税は著しく骨抜きにされてきた。「二元的所得税」の導入とい よる分離課税化と税率構造のフラット化の推進によって、総合・累 論の立場に立脚しつつ、総合課税への移行を目標としてきた」 「当調査会は、わが国所得課税のあり方について、包括的所得税 一四一頁)と述べているが、実際には、事実上の「二元化」に (前

ている。 は、 以降の税制改正において、その方向への具体的ステップが踏出され 税」をいわば完成しようというものである。そして事実、○一年度 率の分課税にするという構想である。これによって「二元的所得 されているが、その種類によって所得金額の計算方法が異なった ち金融資産から生ずる所得)には大幅に分離課税が特例により導入 ある。先に述べたとおり、現行でも「金融所得」(資産性所得のう (一体)化」して、この所得内での損益通算を認め、一本の比例低 税調が今次改めて「二元的所得税」の導入を提起した直接の契機 税率が不統一であったりするため、諸「金融所得」を「一元 所得と配当所得に関る一連の改正が、それである。 「金融(所得)税制の『一元化』」(『基本方針』、一四一頁)に 「株式市場の活性化」を理由 (口実) とする株譲渡

注

19

1 株式等譲渡所得 (〇一~〇二年度

(1)源泉分離選択課税は○二年末をもって廃止し、中告分離課税に一

- (2)下げる。 税率は二六%(うち住民税六%)から二〇% (同上五%) へ引き
- (3) 以降三年にわたり繰越控除を認める。 譲渡損失については、その年に控除しきれない分について、
- により、 渡した場合、 口座内での上場株式の譲渡について、口座外の分と区別し、 ~○二年末に購入した上場株式について、○五~○七年の間に譲 別控除の特例の適用期限を○五年まで延長、③○一・一一・三○ について、○五年までの間に譲渡した場合、一○%の軽減税率 (うち三%住民税) 適用、②同上の株式について、一〇〇万円の特 時限的な優遇措置(特例)として、①一年超の長期保有上場株式 源泉徴収の上、 購入額一、〇〇〇万円までの譲渡益非課税、 申告不要とする。

同上 (〇三年度

- 率により課税する特例を創設する。 ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、 平成一五年一月一日以後五年間に上場株式等を譲渡した場合にお 七%の優遇税
- (2)上記(1)の特例の創設に伴い、次の特例を廃止する。
- 長期所有上場株式等に係る譲渡所得等に対する暫定税率の特

2 長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る一〇〇万円特別控

配当課税の見直し

株式等配当所得

当等について、源泉徴収税率を一五%(本則二〇%)に軽減する 上記の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成 特例を創設する。平成一五年四月一日以後五年間に支払を受ける 月一日から平成二〇年三月三一日までは七%の優遇税率を適用 五年四月一日から同年一二月三一日までは一〇%、平成一六年 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例の創設 平成一五年四月一日以後に支払を受ける一定の上場株式等の

する。

- ては、一回の支払金額に係る適用上限額を撤廃する。年四月一日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等につい少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成一五2)上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃
- 一五年三月三一日をもって廃止する。 | 株式等に係る配当所得の三五%源泉分離選択課税の特例は、平成
- 2 投資信託課税の見直し

並み課税の対象から除外したうえ、次の措置を講ずる。 公募株式投資信託については、平成一六年一月一日以後、現行の利子

- ① 公募株式投資信託の収益の分配を上記 1①の源泉徴収税率の特の公募とすの のの 100 の 100 の
- に係る譲渡所得等の金額との通算を可能とする。
 2 公募株式投資信託の償還・中途解約による損失について、株式等

三 相続・贈与税

現行・資産課税の中心をなす相続・贈与税についても、税調の答の。具体的には、生前贈与を二五○○万円まで非課税とし、相続時の、「高齢化の進展を踏まえて、高齢者の保有する資産を次世代にる。「高齢化の進展を踏まえて、高齢者の保有する資産を次世代に円滑に移転し」、「デフレ不況の脱却」を図ることが目的とされていて、高齢者の保有する資産を次世代に関与・相続を通算して課税額を確定するというものである。

かつて税制抜本改革時に所得税率構造の大幅なフラット化が実施さ意をもつものが、最高税率の大幅引下げと税率区分の拡大である。二つは、そして資本優遇税制の強化という観点から、より重要な

%~一○○○万円超の五○%へそれぞれ改正された。 %~一○○○万円超の五○%へそれぞれ改正された。 %~一○○○万円超の五○%へそれぞれ改正された。 %~一○○○万円超の五○%へそれぞれ改正により、相続税が八○ 万円以下の一○%~二○億円超の七○%の九段階から、一○○○万円 以下の一○%~三億円超の五○%の六段階へ、また贈与税が一五○ 以下の一○%~一億円超の五○%の六段階へ、また贈与税が一五○ が一五○ が~一○○○万円超の五○%へそれぞれ改正された。

<u>+</u>

税率アップを中心とする消費税増税、諸所得控除の改廃による課税最低限の引下げに次いで、大衆増税的な性格を強くもった第三が、法人事業税への外形標準課税の導入である。そしてこれも、「中期答申」『基本方針』の提起に基本的に沿って、差し当り資本金一億円超の法人を対象として、外形基準の割合を四分の一とする外一億円超の法人を対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はもっとも今回は、対象が一億円超の法人に一応限定され、一般化はでおよいが来、対象範囲が資本金一億円以下の中小法人(とりわけずれ近い将来、対象範囲が資本金一億円以下の中小法人(とりわけずれ近い将来、対象範囲が資本金一億円以下の中小法人(とりわけずれ近い将来、対象範囲が資本金一億円以下の中小法人(とりわけずれ近い将来、対象範囲が資本金一億円以下の中小法人(とりわけである)。

対象法人

要旨は以下のとおりである。

人は、 付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税の対象となる法 資本の金額又は出資金額(「資本金」)が一億円を超える法人

とする。

課税標準及び算定方法

て法人事業税を課するものとする。 対象法人に対し、所得割、付加価値割及び資本割の合算額によっ

る。

1

課税標準

所得割、 付加価値割及び資本割の課税標準は、 次のとおりとす

1 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

П 付加価値割 各事業年度の付加価値額

資本割 各事業年度の資本等の金額

2 課税標準の算定の方法

1

所得及び清算所得

D

収益配分額に係る雇用安定控除の特例

報酬給与額が収益配分額の七〇%相当額を超える場合に

当該超える額(雇用安定控除額)を収益配分額から控

所得及び清算所得の算定の方法は現行どおりとする。

口 付加価値額

する。 度の収益配分額 合計額)と各事業年度の単年度損益を合算することにより算定 付加価値額は各事業年度ごとに算定するものとし、各事業年 (報酬給与額、 純支払利子及び純支払賃借料の

(1) 収益配分額

A 報酬給与額

各事業年度において事務所又は事業所の従業者等の労働

計したものとする。 において損金の額に参入されたものに限る。)の金額を合 給与並びにこれらの性質を有するもの に対して支出されるべき報酬、 給料、賃金、賞与及び退職 (原則として法人税

В 純支払利子

けるべき受取利子の合計額を控除したものとする。 この合計額を限度として、各事業年度において支払いを受 各事業年度において支払うべき支払利子の合計額から、

C 純支払賃借料

この合計額を限度として、各事業年度において支払いを受 けるべきこれらのものの合計額を控除したものとする。 料その他経済的な性質がこれに準ずるものの合計額から、 各事業年度において支払うべき土地及び家屋に係る賃借

除する。

は、

 (\square)

単年度損益

生じた場合には、当該欠損金額を収益配分額から控除する。 かったものとした場合における法人事業税の所得とする。 なお、各事業年度の単年度損益の計算において欠損金額が 各事業年度の単年度損益は、 欠損金の繰越控除を行わな

11 資本等の金額

イ 資本等の金額

則として、各事業年度終了の日における資本等の金額(資本資本等の金額は、各事業年度ごとに算定するものとし、原

四業種については、収入金額によ

生命保険業及び損害保険業の

在、

電気供給業、

ガス供給

る外形標準課税が行われている。

今後、これらの法人の地方税体系

全体における位置付けや個々の地

金と資本積立金額の合計額)とする。

・
の課税標準とする。ただし、資本等の金額が一兆円を超えるに定める率を乗じて得た金額の合計額を加えた金額を資本割に定める率を乗じて得た金額の合計額を加えた金額を資本割の課税標準とする。ただし、資本等の金額が一兆円を超える場合には、資本等の金額を合き額とする。

A 一、○○○億円を超え、五、○○○億円以下の部分 五

する。

B 五、○○○億円を超え、一兆円以下の部分

二五%

0%

三税率

1

標準税率

所得割、付加価値割及び資本割に係る標準税率は、次のとおり

②制限税率

とする。(表14)

する場合には、当該標準税率のそれぞれ一・二倍を超える税率で都道府県は、上記①の標準税率を超える税率で法人事業税を課

避された。

しかし、

消費税の導入

とその後の経過も示すとおり、財

四 その他 課することができない。

長14 法人事業税の税率(資本金 1 億円超)

| | 所 得 割 | 191 | 付加価値割 | 資本割 | |
|------|------------------------------------|------|-------|------|--|
| | 所得のうち年 800 万円を超える 金額及び清算所得 | 7.2% | | | |
| 標準税率 | 所得のうち年 400 万円を超え、 年 800 万円以下の金額 | 5.5% | 0.48% | 0.2% | |
| | 所得のうち年 400 万円以下の金 額 | 3.8% | | | |

課税を組み入れていくことを検討

及び資本等の金額による外形標準

する課税の枠組みに、付加価値額

も考慮しつつ、これらの法人に対方公共団体の税収に与える影響等

以上の要旨にみられるとおり、 〇三年度に導入(適用は〇四年度 より)された外形標準課税は、外 形基準割(付加価値割、資本割) と所得割の併用方式を採用し、ま た対象法人は資本金一億円超に限 たし、無差別にすべての法人に一

10年度改正前 11 年度改正前 11 年度改正後 X 分 区 分 等 区 分 等 税率 区 分 等 税率 税率 収入金額課税法人 収入金額 収入金額 収入金額 1.5% 1.5% 1.3% ~350万円 6% ~400 万円 5.6%~400万円 5% 350 万円超~700 万円 8.4% 9% 400 万円超~800 400 万円超~800 7.3% 万円 般法人 700 万円超 12% 800 万円超 11% 800 万円超 9.6% 所得金額 清算所得 清算所得 12% 11% 清算所得 9.6% 課税法人 ~350万円 6% ~400 万円 5.6% ~400 万円 5% 350 万円超 8% 400 万円超 7.5% 400 万円超 6.6% 特別法人 清算所得 8% 清算所得 7.5% 清算所得 6.6%

表 15 法人事業税の税率(15年度、現行)

(備考) 特別法人とは、協同組合等、証券取引所及び商品取引所、医療法人。

られない。

理化」を加速する要因ともなる。これが予想される新税の

ンティブ』である。こうした意味で、外形標準課税の一般化は認め

源難と とを考慮に入れれば、 人への重課という点で、 必要経費としての課税最低限以下への新規課税と担税力の小さい法 動きだすことは必至といってよいであろう。 でも法人住民税<均等割>や固定資産税は納付)。 中小の赤字法人にも外形を基準とする新規課税が求められる(現行 そうなれば、 外形基準の重大項目をなす「収益配分額」に占める ひいては中小法人の経営不安と人件費削減・ の比重が、 課税を根拠にして、 批判者側から一般に指摘されているとおり、 般に中小法人ほど比較的に高い 外形標準課税は中小法人により重い負担を課 公平 (応能) いずれ時期をみて一般化へ早晩 課税の大原則に逆行する。 雇用リストラ「合 (労働集約的) これは事実上、 「報酬給与 ま

でも税制上の 差し当り拙著、二六○頁の注・3参照)、 九六頁参照)、 が少なからず存在する実状に鑑み、 **累進課税─表15参照)を維持したうえで、** が不当に圧縮され、その結果、たとえば資本金五億円以上の大企業 合っていっそう強化する。 (一般法人についていえば、五%、 今後の方向性として、 "赤字 応能負担を補完する観点から(この点についても 法人が、 一応能負担による所得課税という現行制 二多くの各種の租税特別措置により所得 したがって現行事業税不納の大法人 七・三%、 (この点、 累進性を所得格差に見 部大企業に限定して一 差し当り前掲拙著 九・六%の三

定すべきことは言うまでもない。(○三・五・二○)定すべきことは言うまでもない。(○三・五・二○)定すべきことは言うまでもない。(○三・五・二○)定するが、対形標準課税を併用すること等が考えられる。ただし、こうし定の外形標準課税を併用すること等が考えられる。ただし、こうしたの外形標準課税を併用すること等が考えられる。ただし、こうしたの外形標準課税を併用すること等が考えられる。ただし、こうしたの外形標準課税を併用すること等が考えられる。ただし、こうしたの外形標準課税を併用すること等が考えられる。